

石巻市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 性別による人権侵害の禁止等（第8条—第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第18条）

第4章 相談及び苦情処理（第19条・第20条）

第5章 男女共同参画推進審議会（第21条—第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

すべての人は、性別により差別されない平等な存在であり、その人権が尊重されるものでなければならない。

しかし、今なお様々な分野において、性別により役割を分ける考えや、それに基づく社会の制度や慣行が根強く残っており、男女の多様な生き方を妨げる要因となっている。

市が市民参画によるまちづくりを推進し、発展していくためにも、性別による固定的な役割分担意識を変革し、男女が互いにその人権を尊重し、個人の自由な意思による生き方を認め、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において真に対等なパートナーとして、責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現が必要である。

男女が共に生き生きと暮らせる「思いやりのある男女共同参画社会の実現」に向けて、その推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び地縁団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人一人の個人としての生き方が尊重され、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な

範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(4) 地縁団体 一定の地域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女が個人として尊重され、いかなる場合も等しく人権が保障されること。

(2) 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること。

(3) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行によって男女の活動が制限されることがなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野においてそれぞれ自らの意思と責任において、多様な生き方が選択できるよう配慮されること。

(4) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

(5) 男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、男性も共同して責任を持ち、職業生活その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。

(6) 男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する決定が尊重され、生涯にわたる健康に配慮されること。

(7) 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して男女共同参画を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置及び男女共同参画の推進を阻害する要因の解消を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、市民、事業者、地縁団体、国及び他の地方公共団体と協働し、又は連携するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画推進施策に市、事業者及び地縁団体と協働して取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に関し、男女が職場における活動に対等に参画していく機会

の確保、職場における活動と家庭生活における活動とを両立することができる環境の整備等、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、男女共同参画推進施策に市、市民及び地縁団体と協働して取り組むよう努めるものとする。

(地縁団体の責務)

第7条 地縁団体は、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画し、能力を発揮できる環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 地縁団体は、男女共同参画推進施策に市、市民及び事業者と協働して取り組むよう努めるものとする。

## 第2章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる人権侵害の行為を行ってはならない。

- (1) 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等（過去に配偶者関係にあったか否かにかかわらず親しい関係にある異性を含む。）に対し、精神的及び身体的苦痛を与える暴力的行為をいう。）

(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第9条 生涯にわたり心身の健康が維持されるため、男女が互いの性を正しく理解し、対等な関係の下に妊娠、出産その他の性と生殖に関する決定が尊重されるよう配慮されるものとする。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広く市民に提供する情報においては、性別による人権侵害の禁止事項等を容認若しくは連想させ、又は助長する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ石巻市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び地縁団体の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について公表しなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進を図るため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(参画機会の平等)

第15条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場において、男女間に参画する機会の格差が生じないよう啓発に努めるものとする。

2 市長は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女の委員の数がどちらか一方に偏ることのないよう努めるものとする。

3 市長は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施において、参画の機会に係る男女間の格差の是正を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民への支援)

第16条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民又は関係団体の活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女が互いの性を理解し、対等な関係の下に妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されるよう、必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の推進)

第17条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育及び学習を通じて男女共同参画の推進に努めるものとする。

(普及啓発)

第18条 市は、男女共同参画に関する理解の促進のため、市民、事業者及び地縁団体に対する普及啓発及び必要な情報の提供等の広報活動に努めるものとする。

#### 第4章 相談及び苦情処理

(相談への対応)

第19条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の行為に関する相談を市民、事業者又は地縁団体から受けた場合には、関係機関等と協力連携し、迅速に問題解決を図るよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第20条 市長は、市が実施する施策について、市民、事業者又は地縁団体から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講ずるよう努めなければ

ならない。

## 第5章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第21条 市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、石巻市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要に応じ調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の運営に関する委任)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

## 第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(最初の審議会の会議の招集)

2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、第24条第1項の規定にかか

ならず、市長が招集する。